

# 就実大学学則

## 第1章 総 則

(目的)

第 1 条 本学は、日本国憲法及び教育基本法 の精神にのっとり、学校教育法の定める大学として、学術を教授研究し、併せて去華就実の教育方針の下に、文化の進展と社会の福祉に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検、評価、改善を行う。

- ② 前項の点検、評価、改善を行うため、本学に自己点検・評価・改善委員会を置く。
- ③ 自己点検・評価・改善委員会に関する規程は別に定める。

## 第2章 学部、学生定員及び修業年限

(学部・学科及び収容定員)

第 3 条 本学に設置する学部、学科及びその収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
人文科学部	表現文化学科	75 名	300 名
	実践英語学科	75 名	300 名
	総合歴史学科	75 名	300 名
教育学部	初等教育学科	75 名 3年次編入5名	310 名
	教育心理学科	60 名 3年次編入5名	250 名
薬学部	薬学科	120 名	720 名
経営学部	経営学科	80 名	320 名

(学部・学科の人材の養成及びその他教育研究上の目的)

第 3 条の2 本学において、各学部・学科における人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的は次のとおりとする。

学 部	学 科	目 的
人文科学部		人間の存在を、本質的かつ総合的に考究する人文学の理念に基づいて、ことばを中心手段とする確かな知見に裏付けられた専門性と豊かで幅広い教養を調和的に備えた魅力的で個性的な人材の育成を目的とする。
	表現文化学科	言語・身体に関する幅広い知識と教養、実践力を備え、広い視野から人間の表現行為とその成果を的確に評価すると同時に他者との関係性の中でその創造に取り組むことのできる人材の育成を目的とする。
	実践英語学科	国際的な言語である英語の確かな運用能力を修得の上で、人間及び文化について広い視野と深い理解を持つと同時に的確な表現力を備えて、現代の国際社会に対応することのできる人材の育成を目的とする。
	総合歴史学科	人類の経験の宝庫である過去の歴史を、現在を意識しつつ多様な観点から精密に把握する技術を鍛えるとともに、そこで修得された学識を現代社会に活かす応用力・表現力を備えた人材の育成を目的とする。
教育学部		現代の教育諸問題の解決と子どもの健全育成に寄与するため、去華就実・実地有用の教育理念の下、教育実践力と人間関係能力に関する専門的知識・技能を教授することによって、誠実で教養豊かな人間性とともにかウンセリング・マインドをもって子どもと向き合い、教え導くことと心に寄り添いケアすることに専門性と実践力を発揮できる教育者を養成する。

	初等教育学科	乳幼児保育・初等教育に関する専門知識・技能を教授することによって、乳幼児期から思春期までの人格の基礎形成期の子どもを、広い視野と複数の視点をもって教え導くことに専門性と実践力を発揮できる教育者・保育者を育成する。
	教育心理学科	教育心理学・養護教育・特別支援教育に関する専門知識・技能を教授することによって、子ども一人ひとりの個性や心身の健康状態、発達の困難さを理解し、それを支えケアすることに専門性と実践力を発揮できる教育者・教育支援者を育成する。
薬学部	薬学科	生命の尊厳を基盤とした強い使命感と高い倫理観のもとに、ヒトの健康を守る最良の医療薬学教育・研究を行い、人類の医療・福祉に貢献できる高度な専門性と豊かな人間性を兼ね備えた薬剤師を育成する。
経営学部	経営学科	経営学についての専門知識を備え、情報収集能力、分析力、決断力、行動力などを長期インターンシップや留学により修得し、グローバルな視野を持ちながらローカルな視点を併せ持ち、社会の諸課題にチャレンジし実践することのできるグローバル人材を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 本学の修業年限は、人文科学部、教育学部及び経営学部においては4年、薬学部においては6年とする。

- ② 学生は人文科学部、教育学部及び経営学部においては8年、薬学部においては12年を超えて在学することができない。ただし、編入学、再入学した学生は、その学生が在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(長期履修制度)

第 4 条の2 前条の規定にかかわらず、本学人文科学部、教育学部及び経営学部において、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者があるときは、教授会において相当の資格があると認められた者につき、本学の教育に支障がない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 長期履修学生に関する規程は別に定める。

### 第3章 大 学 院

第 5 条 本学に大学院を置く。

- ② 大学院に関する学則は別に定める。

### 第4章 附 属 幼 稚 園

(附属幼稚園)

第 5 条の2 本学に附属幼稚園を置く。

- ② 教育研究に併設する事業として、本学に保育所を置く。  
③ 附属幼稚園及び保育所に関し必要な事項は別に定める。

### 第5章 学 年、学 期 及 び 休 業 日

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

- 1 日曜日
  - 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - 3 学園創立記念日 5月18日
  - 4 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
  - 5 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで
  - 6 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
- ② 必要がある場合においては、学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

## 第6章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第10条 本学において開設する総合教養教育科目、外国語教育科目及び専門教育科目に関する授業科目とその単位数は別表(1)から(11)のとおりとする。

(授業の方法)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- ② 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- ③ 第1項の授業は、外国において履修させることができる。  
前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- ④ 第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- ⑤ 第2項に関し必要な事項は、別に定める。

(教職等に関する授業科目)

第11条 前条に定めるもののほか、教育職員免許状を取得する者のため、教職に関する科目及び特別支援学校教諭に関する科目を置く。教職に関する授業科目とその単位数は別表(12)のとおりとし、特別支援学校教諭に関する科目とその単位数は別表(13)のとおりとする。

- ② 学芸員の資格を取得する者のため、博物館に関する科目を置く。博物館に関する授業科目とその単位数は別表(14)のとおりとする。
- ③ 司書の資格を取得する者のため、図書館に関する科目を置く。図書館に関する授業科目とその単位数は別表(15)のとおりとする。
- ④ 司書教諭の資格を取得する者のため、司書教諭に関する科目を置く。司書教諭に関する授業科目とその単位数は別表(16)のとおりとする。
- ⑤ 社会教育主事の資格を取得する者のため、社会教育に関する科目を置く。社会教育に関する授業科目とその単位数は別表(17)のとおりとする。
- ⑥ 医療秘書士の申請資格を取得する者のため、医療秘書に関する科目を置く。医療秘書に関する授業科目とその単位数は別表(18)のとおりとする。

(単位の計算方法)

第12条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準

により計算するものとする。

- 1 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - 2 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
  - 3 実験、実習及び実技等については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
  - 4 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 前項の規定にかかわらず、卒業研究及び卒業論文実習の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業期間)

第13条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- ② 前項の試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績)

第15条 試験の成績は、100点をもって最高とし、60点以上を合格とする。

(成績の評語)

第16条 成績の評語は、90点以上を秀、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可とし、60点未満を不可とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第17条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したのものとして認定することができる。

- ② 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

- ③ 前2項の実施に関し必要な事項は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第17条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、前条により本学において修得したのものとして認定する単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、単位を認定することができる。

- ② 前項の実施に関し必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学以前に大学又は短期大学において修得した単位、及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修については、本学における授業科目の履修により修得したのものとして認定することができる。

- ② 前項により修得したものとみなし、また与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第17条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- ③ 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学で修得した単位の場合にも準用する。

- ④ 前3項の実施に関し必要な事項は別に定める。

(卒業の要件)

第 19 条 本学を卒業するためには、人文科学部、教育学部及び経営学部は 4 年以上、薬学部は 6 年以上在学し、次に定める単位を含め、人文科学部、教育学部及び経営学部は124単位以上、薬学部は190単位以上を修得しなければならない。

学 部	学 科	総合教養教育科目	外国語教育科目	専門教育科目
人文科学部	表現文化学科	20	6	68
	実践英語学科	20	12	82
	総合歴史学科	20	8	68

学 部	学 科	総合教養教育科目	外国語教育科目	専門教育科目
教育学部	初等教育学科	20	6	62
	教育心理学科	20	6	62

学 部	学 科	総合教養教育科目	外国語教育科目	専門教育科目
薬学部	薬学科	15	6	165

学 部	学 科	総合教養教育科目	外国語教育科目	専門教育科目
経営学部	経営学科	20	8	82

(教育職員免許状等)

第 20 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに教育職員免許法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

② 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
人文科学部	表現文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語 国語
	実践英語学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	外国語（英語） 外国語（英語）
	総合歴史学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
教育学部	初等教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	
	教育心理学科	養護教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	保健 保健

③ 学芸員の資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに博物館法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

④ 司書の資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに図書館法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

⑤ 司書教諭の資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

⑥ 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

- ⑦ 教育学部初等教育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに児童福祉法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。
- ⑧ 教育学部において認定心理士の申請資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに社団法人日本心理学会認定心理士認定資格細則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。
- ⑨ 人文科学部、教育学部及び経営学部において医療秘書士の申請資格を取得しようとする者は、前条各号に定めるもののほかに公益社団法人日本医師会が定める授業科目の単位を修得しなければならない。

## 第7章 卒業及び学位

(卒業)

第21条 本学において人文科学部、教育学部及び経営学部は4年以上、薬学部は6年以上在学し、第19条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

- ② 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第22条 人文科学部を卒業した者に学士(人文科学)、教育学部を卒業した者には学士(教育学)、経営学部を卒業したのものには学士(経営学)、薬学部を卒業した者には学士(薬学)の学位を授与する。

- ② 学位に関する規程は別に定める。

## 第8章 入学、退学、転学及び休学等

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第24条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- 6 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 7 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 8 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続)

第25条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- ② 入学検定料の金額は別に定める。
- ③ 本学において特に必要があると認められた者は、入学検定料を減免することができる。
- ④ 入学検定料の減免に関する規程は別に定める。
- ⑤ 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 26 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 27 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学金その他の学納金及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

- ② 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第 28 条 願いにより本学を退学した者又は第38条第1号により除籍された者が再入学を希望するときは、選考のうえ、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することができる。

- ② 前項の場合、退学又は除籍前に修得した授業科目及び単位数の全部又は一部を既に修得したのものとして認めることがある。この認定は教授会の意見を聴き、学長が行う。

- ③ 再入学の場合に必要な手続は別に定める。

(編入学及び転入学)

第 29 条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、編入学定員を定める学科等のほかは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 1 大学を卒業した者又は退学した者

- 2 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者、及び専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

- 3 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了した者又は卒業した者

- ② 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

- ③ 編入学、転入学の場合に必要な手続は別に定める。

(保証人)

第 30 条 入学を許可された者は、保証人を定め本学の指定する期間内に届出なければならない。

(保証人の責任)

第 31 条 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

- ② 保証人は父母若しくは成年の親族又はそれに代わる者とし、いずれも独立の生計を営む者とする。

(保証人の変更及び転居)

第 32 条 保証人を変更したとき又は保証人が転居したときは直ちに届出なければならない。

(退学)

第 33 条 退学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 34 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第 34 条の2 本学の他の学部転学部または同一学部の他の学科に転学科を希望する者があるときは、選考のうえ許可することができる。

- ② 転学部、転学科の場合に必要な手続は別に定める。

(休学)

第 35 条 疾病その他やむを得ない事由により3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

② 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 36 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き延長することができる。

② 休学の期間は、通算して 4 年を超えることができない。

③ 休学の期間は、第 4 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復学)

第 37 条 休学期間満了の場合又は休学の期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 38 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聞き、大学教育研究評議会で審議し、学長が除籍する。

1 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 第 4 条第 2 項に定める在学年限を超えた者

3 第 36 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

4 死亡または長期間にわたり行方不明の者

5 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

② 前項第 5 号に関し必要な事項は、学部ごとに定める。

(復籍)

第 38 条の 2 前条第 1 号により除籍になった者が除籍通知後 1 年以内に未納の学納金を納付し、復籍の願い出があった場合には、大学教育研究評議会で審議し、学長が復籍を許可することができる。

② 前項の場合、除籍前に修得した授業科目及び単位数の全部又は一部を既に修得したものとして認めることがある。この認定は教授会の意見を聴き、学長が行う。

## 第 9 章 授業料、入学金その他の費用

(入学金の納付)

第 39 条 本学に入学する者は、入学金を納付しなければならない。

② 入学金の納付金額は別に定める。

(授業料の納付)

第 40 条 授業料は、前学期・後学期の 2 期に分けて納付しなければならない。ただし、長期履修学生の授業料については別に定める。

② 授業料の納付金額は別に定める。

③ 本学において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず、月割分納又は延納を認めることがある。

(授業料、入学金その他の費用の減免)

第 40 条の 2 本学において特に必要があると認めた者は、授業料、入学金その他の費用を減免することができる。

② 授業料、入学金その他の費用の減免に関する規程は別に定める。

(退学・転学及び停学の場合の授業料)

第 41 条 退学又は転学した者、退学を命ぜられた者及び停学中の者は当該学期の授業料全額を納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第 42 条 休学した者については次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学日の当月から復学日の前月までの月数}}{12}$$

(教育充実費及びその他の費用の納付)

第 43 条 入学金、授業料のほか、教育充実費を徴収する。

② 前項に規定する納付金の金額、納付に必要な手続等については別に定める。

(納付した授業料等)

第 44 条 納付した授業料等は、原則として返付しない。

## 第10章 職員組織

(職員組織)

第 45 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第 46 条 職員の職務は学校教育法及び就実学園就業規則の定めるところによる。

## 第11章 大学教育研究評議会、教授会

(大学教育研究評議会)

第 47 条 本学に、教育研究に関する重要な事項を審議するため大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）を置く。

(評議会の構成)

第 47 条の 2 評議会は、学長、副学長、研究科長、学部長及び事務部長をもって構成する。

② 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、評議会を構成する者以外の者の出席を求めることができる。

(評議会の役割・権限)

第 47 条の 3 評議会は学長の諮問機関とし、教育研究に関する重要な事項で学長が必要と認められたものを審議する。

② 評議会に関する規程は、学長が別に定める。

(各種委員会の設置)

第 47 条の 4 評議会のもとに、各種委員会を置く。

② 各種委員会に関する規程は別に定める。

(教授会)

第 48 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 49 条 教授会は学部長及び教授をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めるときは、准教授、講師及び助教を加えることができる。

② 前項の規定にかかわらず、学部長が必要と認めるときは、教授会にその他の職員の出席を求めることができる。

(教授会の役割・権限)

第 50 条 教授会は、学長の諮問機関とし、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1 学生の入学、卒業

2 学位の授与

3 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの

- ② 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- ③ 教授会に関する規程は、学長が別に定める。

## 第12章 科目等履修生、委託生、単位互換履修生、研究生、 聴講生、外国人留学生及び帰国子女

(科目等履修生)

第 51 条 本学において開設する授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、教授会において相当の資格があると認められた者につき、当該授業科目の授業に支障がない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 科目等履修生に関し必要な手続きについては別に定める。

(委託生)

第 52 条 他の大学又は公共機関から委託生として推薦された者が、学修を願い出るときは、教授会において相当の資格があると認められた者につき、本学の教育に支障のない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 委託生には学則を準用する。ただし、学則第21条は適用しない。
- ③ 委託生の授業料その他の納付金については、科目等履修生に準ずる。

(単位互換履修生)

第 53 条 協定を結んでいる他の大学、短期大学又は高等専門学校に在学している学生が、本学の開講科目を履修しようとするときは、教授会において相当の資格があると認められた者につき、当該科目の授業に支障がない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 単位互換履修生に関し必要な手続きについては別に定める。

(研究生)

第 54 条 本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、教授会において相当の資格があると認められた者につき、本学の教育に支障がない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 研究生に関し必要な手続きについては別に定める。

(聴講生)

第 55 条 本学において開設する授業科目の一部を聴講しようとする者があるときは、教授会において相当の資格があると認められた者につき、当該授業科目の授業に支障がない場合に限り、学長が許可することができる。

- ② 聴講生に関し必要な手続きについては別に定める。

(外国人留学生)

第 56 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の意見を聴き、外国人留学生として学長が許可することができる。

- ② 外国人留学生に関する規程は別に定める。

(帰国子女)

第 57 条 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者が本学に入学を志願するときは、選考のうえ、教授会の意見を聴き、帰国子女として学長が許可することができる。

- ② 帰国子女に関する規程は別に定める。

## 第13章 賞 罰

(表彰)

第 58 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴き、学長が表彰することができる。

- ② 表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第 59 条 本学の学則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴き、評議会で審議し、学長が懲戒する。

② 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

③ 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

1 性行不良で改善の見込みがない者

2 正当な理由がなくて出席が常でない者

3 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

④ 懲戒に関する規程は別に定める。

## 第14章 公開講座

(公開講座)

第 60 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

## 第15章 附属施設

(図書館)

第 61 条 本学に図書館を置く。

② 図書館に関し必要な事項は別に定める。

(研究所)

第 62 条 本学に吉備地方文化研究所を置く。

② 吉備地方文化研究所に関し必要な事項は別に定める。

(臨床薬学教育研究センター)

第 63 条 本学に臨床薬学教育研究センターを置く。

② 臨床薬学教育研究センターに関し必要な事項は別に定める。

(就実教育実践研究センター)

第 64 条 本学に就実教育実践研究センターを置く。

② 就実教育実践研究センターに関し必要な事項は別に定める。

(就実大学心理教育相談室)

第 65 条 本学に就実大学心理教育相談室を置く。

② 就実大学心理教育相談室に関し必要な事項は別に定める。

(産学官地域連携センター)

第 65 条の 2 本学に産学官地域連携センターを置く。

② 産学官地域連携センターに関し必要な事項は別に定める。

(教育開発センター)

第 65 条の 3 本学に教育開発センターを置く。

② 教育開発センターに関し必要な事項は別に定める。

## 第16章 厚生施設

(学生寮)

第 66 条 本学に学生寮を置く。

② 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。